

動物の遺棄・虐待は

その瞬間
あなたは
犯罪者になる

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の**拘禁刑**または
100万円以下の**罰金**

第44条 愛護動物を害した者には、罰金に処する。罰金に処する者は、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 愛護動物に、みだりに、その身体にけがをなす行為を
するおそれのある暴行を怠り、又はそのおそれのある行為を
せよとせよと、みだりに、厳罰に及ぼし給ふこと、を能はし
め、その養育及び安全を保持することに関する事項を自ら
拘束し、又は事実上密着して通達し、又はたがひたる「愛護動物を
愛護動物を害し、又は保護する」とこれに罰金に処する。こ
こ、自己の所有し、又は保管する愛護動物に、その身体に
けがをなす、又は自衛するもの適切な保護を行なひ、こ
こ、罰金の増徴した施設及びその愛護動物の死体を
放棄した施設は、自己の管理するものとして、
罰金に、又は保護することその他の罰金に処する者は、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 愛護動物を害した者は、1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金に処する。



警察庁

中和保健所 0744-48-3033